

関係機関申合せ

令和8年5月

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）の全面施行に向けて、衆参両法務委員会における附帯決議第3項（注）を踏まえ、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センター（以下、併せて「関係機関」という。）は、下記の事項を申し合わせる。

記

1. 関係機関は、訴訟代理人に委任しない当事者（以下「本人」という。）が裁判所のシステムを利用した電子申立て等を行うことができるようにするための支援（以下「本人サポート」という。）として、大要、以下の内容が必要であることを確認する。
 - (1) 必要な機器の整備
 - (2) デジタル機器の操作等の代行・援助
 - (3) 電子申立て等を行う際に必要な情報の提供
2. 関係機関は、1の本人サポートに関し、以下を行うこととする。
 - (1) 最高裁判所は、主に、各地の裁判所において、本人が電子申立て等を行う際に必要な機器を整備し、本人に対してこれを利用に供するとともに、裁判所のシステムの操作方法等に関し必要な情報の提供を行うこととする。
 - (2) 日本司法支援センターは、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と連携して、本人に対し、本人サポートに関する情報の提供を行うこととする。
 - (3) 個々の弁護士、個々の司法書士、法律事務所及び司法書士事務所（以下「各事務所」という。）においては、各自の自主的な判断により、本人サポートのうち主に上記1(2)及び(3)の事項を行うものとし、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会は、単位会の協力を得ながら、弁護士、司法書士及び各事務所が適切に本人サポートを実施しうるために必要な情報の提供その他の支援、並びに本人が本人サポートを受けるために必要となる情報の提供を行うこととする。
 - (4) 法務省は、関係機関による本人サポートが円滑に実施されるよう、その連携を図るとともに、本人に対し、本人サポートに関する情報の提供を行うこととする。

以 上

（注）民事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 三 訴訟代理人に委任しない者が電子情報処理組織による申立て等を容易に利用できるよう、関係機関及び日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会等と連携し、必要に応じて弁護士・司法書士等による支援を受けられる環境整備に努めること。